世界遺産富士山ヴィジョン(案)

平成26年〇月〇日 富士山世界文化遺産協議会

1 前文

- ア. 富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰の秀麗な円錐成層火山として世界的に著名であり、その荘厳で崇高な形姿を基盤として日本人の自然に対する信仰の在り方や日本に独特の芸術文化を育んだ山である。
- イ. 時代を超えて、一国の文化の諸相とも極めて深い関連性を示し、山に対する信仰の文化的伝統を表す事例として顕著な普遍的価値を持つ山であることから、平成25(2013)年の第37回世界遺産委員会において、「富士山一信仰の対象と芸術の源泉」(以下、「富士山」という。)は文化遺産として世界遺産一覧表に記載された。
- ウ. 記載にあたっては、世界遺産委員会から保全に関する課題の解決・改善に向けた指摘・勧告が行われた。我が国には、これらの指摘・勧告を十分に尊重し、課題の解決・改善に向けて努力を惜しまない覚悟が求められている。その決意を込めて、富士山世界文化遺産協議会は、ここに「世界遺産富士山ヴィジョン」を採択する。

2 経緯

- ア. 世界遺産一覧表への記載にあたり世界遺産委員会が採択した富士山の「顕著な普遍的価値の言明」(Statement of Outstanding Universal Value)では、美しい円錐形の山容を持つ富士山の顕著な普遍的価値は2つの側面から成ることが明示された。
- イ. 富士山は、多くの庶民が山頂を目指して登る「信仰の対象」としての山岳の性質を持つとともに、さまざまな文学・美術作品の対象として描かれ、特に19世紀後半の葛飾北斎・歌川広重の浮世絵を通じてヨーロッパの美術界に大きな影響をもたらした「芸術の源泉」としての性質を持つ。富士山の顕著な普遍的価値は、双方の性質が融合した存在だということにある。
- ウ. 世界文化遺産としての富士山の区域は、①「富士山域」をはじめ、②複数の「登山道」及びその起点となった山麓の「浅間神社」群、③霊地となった山中及び山麓の「溶岩樹型」・「湖沼」・「滝」・「松原」、④「富士山域」に対する「展望地点」など、25の構成資産群から成る。これらは「富士山域」を中心に山頂から山麓にかけて分散的に存在しており、「信仰の対象」と「芸術の源泉」の両面から相互の関係を明確に認識できるようにすることが、その顕著な普遍的価値を一体として次世代に継承するうえで極めて重要となる。
- エ. 一方、世界文化遺産への推薦の過程では、富士山の文化遺産としての価値への理解が普及し、保全への施策が大きく前進した。史跡富士山及び名勝富士五湖など、従来からの懸案であった構成資産の候補地を文化財として指定することができた。また、名勝及び天然記念物白糸ノ滝、天然記念物忍野八海では構成資産とその周辺の地域の

環境整備が進んだほか、山中における定期的な清掃活動や登山者等へのマナー向上の呼びかけによるごみの持ち帰りが進んだこと、環境配慮型トイレの設置が計画的に進んだことにより山中のごみ対策やし尿処理などの環境面も改善された。

- オ. 登山道等の管理の手法及び沿道の山小屋の形状・色彩などの改善も進み、明日の富士五湖創造会議をはじめ地域社会(コミュニティ)において意思疎通と合意形成の場が確保されるなど、環境の保全への意識も深まりを見せている。
- カ.以上の経緯を踏まえ、世界遺産委員会は、その決議において、これまでの課題解決に 向けた地域社会(コミュニティ)の取り組みに言及する一方、将来的に残された課題も掲 げ、それらの解決・改善に向けて複数の指摘・勧告を行った。

3 趣旨

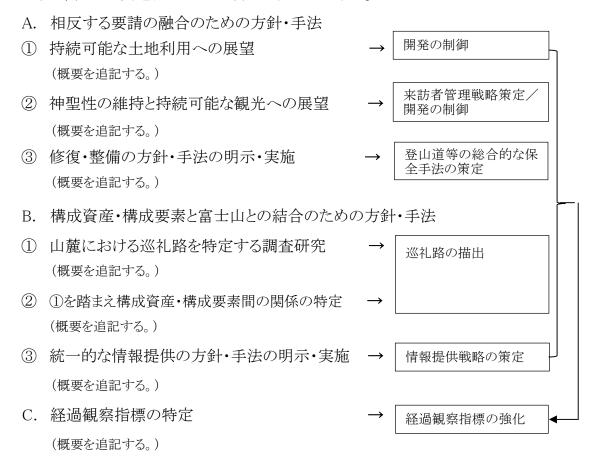
- ア. 以下の4点の趣旨に基づき、「世界遺産富士山ヴィジョン」を定める。
- イ. 平成25年(2013)の世界遺産委員会決議(37COM 8B.29)における指摘・勧告を十分に尊重し、富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと確実に伝えるために、登録への過程で前進した保全に対する意識・取り組みを将来に継承し、それらをさらに浸透・発展させる。
- ウ. 顕著な普遍的価値の2つの側面を表す「信仰の対象」と「芸術の源泉」は、それぞれ富士山が持つ「神聖さ」・「美しさ」という特質に深く関連している。これらの2つの特質を維持・向上させるために、山頂への登山、山中での周遊、山麓における観光・レクリエーションなどとの適切な調和・共存・融合の方法・戦略を定める。
- エ. 富士山の裾野を含む山麓の区域では、長く人々の暮らしや生業が継続し、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史がある。このような歴史的経緯を踏まえ望ましい土地利用の在り方を展望し、富士山が持つ顕著な普遍的価値の継承を前提として、人間と富士山との持続可能で良好な関係を築くための方法・戦略を定める。
- オ. 上記の諸点を実現するために、地域社会における関係者間の合意形成のみならず、広く国民の間における理解の醸成に努め、当面して効果が期待できる保存・活用の施策を着実に実現するとともに、実現までに長期を要する施策を段階的・計画的に進める。

4 文化的景観の管理手法を反映した保存・活用

- ア. 世界遺産委員会が決議において示した以下の3点の指摘・勧告を踏まえ、保存・活用の課題に対する解決・改善の方法を明示する。
 - A. 「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請の融合(fusion)を促す方法を定めること
 - B. 構成資産・構成要素間の関係性・つながり(relationship)を描き出し、構成資産・ 構成要素と富士山との結合(link)に力点を置きつつ、どのように全体として管理さ れ得るのかに関する方法を定めること

- C. A、Bを踏まえ、構成資産・構成要素間の関係性・つながりに注目しつつ、それらを 総体として捉える「文化的景観」の観点からの保全の方法を示すこと
- イ. 上記の指摘・勧告に応え、課題の解決・改善のための方針・手法を戦略等として明示するとともに、それらの実施状況を的確に把握するために経過観察指標を強化する。

特に A、B に係る以下の各項目は相互に関連しており、分かちがたく結びついている 部分があることから、それらに対する解決・改善のための戦略等を適切に区分して示す とともに、相互の関連性についても記述することとする。



5 地域社会(コミュニティ)の役割

- ア. 4に示した課題の解決・改善の方針・手法を実行し、遺産が持つ顕著な普遍的価値を 次世代へと確実に継承する過程では、地域社会(コミュニティ)が果たす役割が極めて 大きい¹。そのため、以下の3点を念頭に置くことが不可欠である。
- イ. 地域社会(コミュニティ)の全体が富士山の顕著な普遍的価値を理解し、世界文化遺産 として記載されたことの意義・重みを深く認識することが重要である。

特に、富士山域と裾野に分散して存在する構成資産群との間には、富士山信仰を通じて相互に緊密な関係が存在し、それらの総体が「信仰の対象」としての富士山の特質を表していることへの正確な理解が必要である。

¹ 遺産保護に地域社会(コミュニティ)が果たす大きな役割については、平成24年(2012)に京都において開催されたユネスコ世界遺産条約採択40周年記念会議の決議においても強調された。

また、富士山の形姿の美しさを視覚的に認知できるようにするために、本栖湖北西岸の中ノ倉峠及び駿河湾北西岸の三保松原の代表的な2つの展望地点をはじめ、複数の視点場からの富士山の展望景観を将来にわたり良好に維持していくことは、「芸術の源泉」としての富士山の特質を多くの人々が認知し、その価値を享受するうえで重要である。

上記のような理解に立ち、25の構成資産の相互のつながりが理解しやすくなるような整備・情報提供に努めるのみならず、構成資産間に広がる緩衝地帯を含め、資産周辺の望ましい環境・景観を創造していく努力も忘れてはならない。

- ウ. 上記の取り組み・施策を息長く続けていくためには、地域社会(コミュニティ)における不断の議論と実践が求められる。地域社会(コミュニティ)を構成するひとりひとりが保存・活用の取り組み・施策に積極的に参加できるよう、多様な議論と実践の場を持続的に確保することも必要である。
- エ. 地域社会(コミュニティ)を構成する住民をはじめ、富士山の保存・活用の諸事業に携わる諸団体、地方公共団体及び国の機関等の行政機関、富士山の調査研究に関わる研究調査機関、学校等の教育機関の関係者が、適切な役割分担の下に富士山の保存・活用に効果的に参画・貢献できるようにすることが重要である。

また、全国各地・海外からの来訪者・登山者においても、自らが果たす義務と役割を十分に認識し、適切な保存・活用に参画・貢献できるよう、広く情報の提供と意識の醸成に努めることが必要である。

それらを実現するためには、富士山世界文化遺産協議会が中心となり、関係者及び 国民の間で緊密な情報共有と適切な役割分担の体制を充実させることが必要である。